

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成15年3月14日・東京都規則第27号

## 1 概要

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）の改正等に伴う改正である。その概要は次のとおりである。

- (1) 東京における自然の保護と回復に関する条例の改正（平成15年東京都条例第36号）に伴う引用条項の整備

### 【改正の例】

改正箇所	引用条項	
	改正案	現行
第22条（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）	第25条第3項第6号	第25条第3項第5号

- (2) 自然公園法の改正（平成14年法律第29号）に伴う引用条項の整備

第51条第1項第5号（開発許可の対象となる地域の区分）中「第10条第1項」を「第5条第1項」に改める。

- (3) その他文言の整備

平成13年6月29日公布の平成13年法律第89号により沿岸漁業等振興法（昭和38年法律第165号）が廃止されたことに伴い、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の「野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為」（第2

2条第1号へ)及び「特別地区内等の行為の許可基準」(第32条第1号八(チ))に規定されている「沿岸漁業の構造改善事業」の定義を「沿岸漁業等振興法(昭和38年法律第165号)第8条第2項第2号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業」から「沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。))をいう。))の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

## **2 施行期日**

平成15年4月1日

## **3 問い合わせ先**

環境局自然環境部計画課管理係

直通電話 03(5388)3539

都庁内線 42-611